

平成16年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 に関する事前評価結果（一般廃棄物処理施設整備事業第2回）

平成16年10月27日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

1 対象政策

神奈川県川崎市ほか3市等が、国庫補助（廃棄物処理施設整備費国庫補助金）を受けて実施する一般廃棄物処理施設の整備事業であって、各事業の国庫補助対象額が10億円以上（見込み）であるものを評価の対象とする。

2 概要

市町村等が実施する一般廃棄物処理施設の整備事業について、各事業の必要性、効率性及び有効性の観点から評価を行う。

ただし、事業の効率性については、各一部事務組合等が各事業に関して実施した費用対効果分析の結果を踏まえ、評価を行うものとする。

評価の観点

- ・ 必要性
現時点において施設の整備を必要とする理由、背景
- ・ 効率性
施設の整備及び運営に要する費用の妥当性（施設の整備及び運営に要する費用とこれに代替するその他の手法に係る費用との比較）
- ・ 有効性
施設の整備により期待される効果

費用対効果分析

一般廃棄物処理施設の整備事業について、施設の整備及び運営に要する経費を費用(Cost)、整備の結果得られる効果を便益(Benefit)とし、両者を貨幣化した上で、投資額に対してその効果がどの程度発現するかを定量的に比較分析を行う。

- ・ 分析の対象期間
施設の整備期間及び運営期間（施設の耐用年数等を考慮して設定）の合計
- ・ 費用の計測
施設の整備費用及び運営費用（施設の運用に係る電気・水道等料金、人件費、消耗品費、補修費等）の対象期間中の累計
- ・ 総便益（効果）の計測
施設の整備及び運営を他の手法（ごみ処理の外部委託等）により代替した場合に必要となる費用の対象期間中の累計

国庫補助の内訳

- ・ し尿・浄化槽汚泥高度処理施設（1件）
し尿、浄化槽汚泥を適正に陸上処理するため、高度処理を行う施設
- ・ 埋立処分地施設（2件）
廃棄物を適正に埋立処分するための施設
- ・ 埋立処分地浸出液処理施設（1件）
基準を満たしていない埋立処分地浸出液処理施設を基準に適合させるために改造する事業

3 評価内容

別紙「廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（一般廃棄物処理施設整備事業）」のとおり。

廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果
(一般廃棄物処理施設整備事業)

評価日	事業主体	工期	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の 指標	評価
			総便益 (億円)	便益の主な根拠				
平成16年6月25日	埋立処分地浸出液処理施設整備事業 神奈川県川崎市	16-17	47.6	浸出液処理の外部 委託費用	24.7	1.928	-	・必要性: 基準を満たしていない埋立処分地の浸出液処理施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 埋立処分地の浸出液処理施設の改造による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。
平成16年6月25日	埋立処分地施設整備事業 京都府亀岡市	16-17	31.5	ごみ処理の外部 委託費用	28.6	1.100	-	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。
平成16年6月25日	し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 鹿児島県国分地区衛生管理組合	16-18	304.3	浄化槽の整備による し尿等の処理費用	116.9	2.603	-	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和40年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。
平成16年6月25日	埋立処分地施設整備事業 鹿児島県始良郡西部衛生処理組合	16-17	26.3	ごみ処理の外部 委託費用	24.4	1.076	-	・必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。